

○大府市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離職若しくは自営業の廃業（以下「離職等」という。）又は給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由及び当該個人の都合によらないで減少し、離職等には至っていないが同等程度の状況（以下「離職等と同等程度」という。）により経済的に困窮し、住宅を喪失した者（以下「住宅喪失者」という。）又は住宅を喪失するおそれのある者（以下「住宅喪失のおそれのある者」という。）に対し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うために実施する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給する事業（以下「事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる生計維持者　自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持する者をいう。
- (2) 常用就職　期間の定めがない労働契約又は6か月以上の労働契約による就職をいう。
- (3) 収入基準額　大府市税条例（昭和45年大府市条例第46号）に規定する市民税の均等割額が非課税となる所得の最高額を、収入額に換算し、12で除して得られた額をいう。
- (4) 住宅扶助基準に基づく額　生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の基準額又は特別基準額に準じた額とする。
- (5) 家賃額　住居確保給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）が賃借する住宅の1月当たりの家賃額（初期費用、共益費、管理費等の費用を除く。）をいう。ただし、前号の住宅扶助基準に基づく額を上限とする。
- (6) 国の雇用施策による給付等　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第7条に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）等をいう。
- (7) 日常・社会生活支援　就労意欲及び就労能力があっても、直ちに就労に結びつきにくい者に対する、就労の際に必要な基本的な日常生活習慣の改善支援、就労の際に役立つ基礎能力や基礎技能の習得支援等をいう。
- (8) 不動産媒介業者等　不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、支給対象者の申請に基づく、支給期間内における住居確保給付金

の支給及び大府市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱に基づき設置する就労支援員（以下「支援員」という。）による就労支援等とする。

（実施主体）

第4条 事業実施主体は、大府市とする。

（支給対象者）

第5条 支給対象者は、住居確保給付金の支給申請の時に、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの事由に該当すること。

ア 離職等の日から2年以内であること。ただし、申請日以後に離職等する場合であっても、第5号ただし書の規定により、離職等を理由として支給対象者となった場合は、申請時において離職等をしたものとみなす。

イ 申請日の属する月において離職等と同等程度の状況にあること。

(2) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める者であること。

ア 前号アに該当する場合 離職等の前に、主たる生計維持者であった者。ただし、離職等の前には主たる生計維持者でなかった者であっても、その後離婚等により申請時において家計の主宰者（世帯の生計を維持する上で中心となる者をいう。）となっている場合は、離職等の前に主たる生計維持者であったものとみなす。

イ 前号イに該当する場合 申請日の属する月において、主たる生計維持者である者。

(3) 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所又は無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体若しくは地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）への求職申込みを行う者又は現に行っている者

(4) 住宅喪失者又は住宅喪失のおそれのある者。この場合において、住居確保給付金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが、居住可能な住宅を所有していないこと。

(5) 申請日の属する月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が、収入基準額に家賃額（当該家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）を合算した額以下であること（以下「収入要件」という。）。ただし、申請日の属する月の収入が収入基準額を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。

なお、収入基準額に係る留意事項は、次のとおりとする。

ア 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づいて、それぞれ適正に算定する。

イ 雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付については収入として算定する。

ウ 借入金については収入として算定しない。

(6) 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（金

融機関に対する預貯金及び現金をいう。) の合計額が、収入基準額に 6 を乗じた金額 (当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円) 以下であること (以下「資産要件」という。)。

- (7) 国の雇用施策による給付等又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付又は貸付を申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていない者。ただし、当該給付又は貸付が終了した後、なお支援が必要な場合においては、この限りでない。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でない者
- 2 支給対象者は、住居確保給付金の支給期間中、常用就職に向け、次に掲げる就職活動を行うものとする。
- (1) 每月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- (2) 每月 2 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談を受けること。
- (3) 原則として週 1 回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 3 支給対象者は、前項に加え、原則として生活保護受給者等就労自立促進事業 (生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について (平成 25 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知) に定める事業をいう。) による支援を利用するものとする。ただし、市長が、支給対象者の離職等の理由、離職等の期間、資格の有無等を総合的に勘案し、自らの就職活動で就職が可能と判断できる場合は、対象外とする。なお、当該各号の支援の利用は、住居確保給付金の期間延長の最初の支払までに開始するものとする。

(支給額)

第 6 条 市長は、住居確保給付金を月ごとに支給し、その金額は、家賃額 (当該家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額) を支給するものとする。ただし、申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合計した額 (以下「世帯収入額」という。) が収入基準額を超える場合には、収入基準額と家賃額を合計した額から月の世帯収入額を減じて得た額 (住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額) とする。

- 2 前項ただし書の規定により算定した額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が 100 円未満であるときは、100 円を支給額とする。
- 3 新規に住宅を賃借する者にあっては、入居する住宅は、住宅扶助基準に基づく額以下の家賃の住宅に限り認めるものとする。

(支給期間)

第 7 条 住居確保給付金の支給期間は、3 か月間を限度とする。ただし、支給期間中において住居確保給付金を受給する者 (以下「受給者」という。) が第 5 条の各号のいずれにも該当し、引き続き住居確保給付金を支給することが受給者の就職の促進に必要であると認められるときは、支給終了後 3 か月ごとに 9 か月までの範囲内で支給期間を延長

することができる。

(支給方法)

第8条 住居確保給付金の支給は、大府市から住宅の貸主又は住宅の貸主から委託を受けた事業者の口座へ月ごとに振り込むものとする。ただし、受給者を経ずに住宅の貸主又は住宅の貸主から委託を受けた事業者に支払われることが確実な場合は、この限りでない。

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、事業を円滑に実施するために、公共職業安定所、社会福祉協議会等の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

2 市長は、受給者に対し、生活保護受給者等就労自立促進事業の積極的な利用による支援に努めることとする。

(面接相談)

第10条 支援員は、住居確保給付金の支給を希望する者（以下「支給希望者」という。）に対し、事業の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策、社会福祉協議会による貸付事業等の関係事業の概要を説明するものとする。

2 支援員は、支給希望者に対し、必要に応じて雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談について助言するものとする。

3 支援員は、支給希望者に対し、支給対象者の要件、支給手続の流れ等を説明するものとする。

(住宅喪失者の支給手続等)

第11条 住宅喪失者の場合における住居確保給付金の支給手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支給申請の受付

ア 申請者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる証拠書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票又は戸籍謄本（抄本）のうちいずれかの写し

(イ) 2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し

(ウ) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(エ) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

イ 市長は、申請者に対して、生活困窮者住居確保給付金申請時確認書（第2号様式）の内容について説明し、申請者はこれに誓約及び同意した場合には、記名しなければならない。

ウ 市長は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者からの申請を除き、申請を受け付けるものとする。ただし、証拠書類等が整っていない場合には、申請者に必要書類の追加提出を指示するものとする。

エ 市長は、申請者から提出された申請書に受付印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、次に掲げる書類を配布する。

(ア) 入居予定住宅に関する状況通知書（第1号様式の2）

(イ) 職業相談確認票（第3号様式）

(ウ) 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（第4号様式）

(エ) 生活困窮者住居確保給付金 常用就職活動状況報告書（第5号様式）

(2) 公共職業安定所への求職申込み及び雇用施策による貸付等利用状況の確認

ア 市長は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対し、求職申込みを行うよう指示するものとする。

イ 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し及び確認票を市長に提出しなければならない。

(3) 入居住宅の確保

ア 申請者は、不動産媒介業者等に、第11条第1号エにより交付された申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保するものとする。

イ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後、申請者が持参した入居予定住宅に関する状況通知書（第1号様式の2）に必要事項を記載し、申請者に交付するものとする。

ウ 申請者は、不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

エ 市長は、不動産媒介業者関係団体等を通じて制度の周知及び協力依頼を行うとともに、申請者に対し、不動産媒介業者名簿等の情報提供を行うものとする。

(4) 支給申請の審査

ア 市長は、申請者から提出された申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、支給申請の審査を行う。

イ 市長は、審査の結果、申請内容が適正であると判断した申請者に対し、生活困窮者住居確保給付金支給対象者証明書（第6号様式。以下「証明書」という。）を交付するとともに、住居確保報告書（第7号様式。以下「報告書」という。）を配付する。

ウ 市長は、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断した申請者に対し、生活困窮者住居確保給付金不支給通知書（第8号様式。以下「不支給通知書」という。）により通知する。

エ 市長は、収入要件又は資産要件の審査において、必要に応じ法第16条に基づき生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく報告等について（第9号様式）により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他機関若しくは生活困窮者の雇用主に対し報告を求めることができる。

(5) 住宅の賃貸借契約の締結

申請者は、入居予定住宅に関する状況通知書（第1号様式の2）の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、前号イで市長から交付された証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結しなければならない。

(6) 支給決定等

ア 申請者は、住宅入居日から7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添えて、報告書を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、報告書の提出を受けた後、支給決定を行い、生活困窮者住居確保給付金

支給決定通知書（第10号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、常用就職届（第11号様式）を配付する。

ウ 支援員は、必要に応じ、申請者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

（住宅喪失のおそれのある者の支給手続等）

第12条 住宅喪失のおそれのある者の場合における住居確保給付金の支給手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支給申請の受付

ア 申請者は、申請書に、次に掲げる証拠書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（ア）運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票又は戸籍謄本（抄本）のうちいずれかの写し

（イ）2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し

（ウ）申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

（エ）申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

イ 市長は、申請者に対して、住居確保給付金申請時確認書（第2号様式）の内容について説明し、申請者はこれに誓約及び同意した場合には、記名しなければならない。

ウ 市長は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者からの申請を除き、申請を受け付けるものとする。ただし、証拠書類等が整っていない場合には、申請者に必要書類の追加提出を指示するものとする。

エ 市長は、申請者から提出された申請書に受付印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、次に掲げる書類を配布する。

（ア）入居住宅に関する状況通知書（第1号様式の3）

（イ）職業相談確認票（第3号様式）

（ウ）求職申込み・雇用施策利用状況確認票（第4号様式）

（エ）住居確保給付金 常用就職活動状況報告書（第5号様式）

(2) 公共職業安定所への求職申込み及び雇用施策による貸付等利用状況の確認

ア 市長は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対し、求職申込みを行うよう指示するものとする。

イ 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し及び確認票を市長に提出しなければならない。

(3) 入居住宅の貸主等との調整

ア 申請者は、入居住宅の貸主又は入居住宅の貸主から委託を受けた事業者に対し、第11条1号エで交付された申請書の写しを提示して、必要事項を記載した入居住宅に関する状況通知書の交付を受けるものとする。

イ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添えて、アで交付を受けた入居住宅に関する状況通知書を市長に提出しなければならない。

(4) 支給申請の審査

ア 市長は、申請者から提出された申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、支

給申請の審査を行う。

イ 市長は、審査の結果、申請内容が適正であると判断した申請者に対し、証明書を交付する。

ウ 市長は、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断した申請者に対しては、不支給通知書により、申請者に通知する。

エ 市長は、収入要件又は資産要件の審査において、必要に応じて法第16条に基づき、生活困窮者自立支援法第16条の規定に基づく報告等について（第9号様式）により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他機関若しくは生活困窮者の雇用主に対し報告を求めることができる。

(5) 支給決定等

ア 市長は、支給決定を行い、決定通知書により申請者に通知するとともに、常用就職届を配付する。

イ 支援員は、必要に応じ、申請者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

(支給額の変更)

第13条 住居確保給付金の受給期間中の支給額の変更は、原則として行わないものとする。ただし、次に掲げる場合において、受給者から変更申請があったときに限り、市長は、支給額の変更を行うことができる。

(1) 住居確保給付金の支給対象となる住宅の家賃額が変更になった場合

(2) 第6条第1項ただし書の規定により住居確保給付金の一部支給が行われている場合において、住居確保給付金の受給期間中に収入が減少した結果、月の収入が、収入基準額と家賃額を合計した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）以下に至った場合

(3) 受給者の責めによらず転居をせざるをえない場合

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うものとし、支給額の変更を希望する受給者は、生活困窮者住居確保給付金支給変更申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更の適否を決定した上で、生活困窮者住居確保給付金支給変更決定通知書（第13号様式）を支給額の変更を希望する受給者に交付し、支給額を変更するものとする。

(支給の停止)

第14条 受給者が住居確保給付金の受給期間中に、職業訓練受講給付金を受給することとなった場合には、市長は、住居確保給付金の支給を停止し、職業訓練受講給付金の受給が終了した後、受給者から希望があった場合には、住居確保給付金の支給を再開する。この場合において、支給期間は、通算して第7条の規定を準用する。

2 職業訓練受講給付金を受給することが決定した受給者は、生活困窮者住居確保給付金支給停止届（第14号様式。以下「支給停止届」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の支給停止届を受理したときは、住居確保給付金の支給を停止し、生活困窮者住居確保給付金支給停止通知書（第15号様式。以下「停止通知書」という。）

により、受給者に通知するものとする。

- 4 職業訓練受講給付金の受給の終了に伴い、住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了までに生活困窮者住居確保給付金支給再開届（第16号様式。以下「支給再開届」という。）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の支給再開届を受理したときは、住居確保給付金の支給を再開し、生活困窮者住居確保給付金支給再開通知書（第17号様式）により、住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者に通知する。

（常用就職の報告）

第15条 受給者は、住居確保給付金の支給決定後、常用就職をした場合には、常用就職届を市長に提出しなければならない。

（支給の中止）

第16条 市長は、住居確保給付金の支給決定後、受給者で第5条第2項による就職活動を怠る者については、原則として就職活動を怠った月の翌月の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止するものとする。

- 2 受給者が、日常・社会生活支援を利用することを求められたにもかかわらず正当な理由なく利用開始を拒む場合又は支援を利用している者が正当な理由なく当該支援の利用継続を拒む場合は、市長は、原則として当該事実があった月の翌月の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止するものとする。
- 3 受給者の能力、適性、就職活動状況等を勘案して、生活保護受給者等就労自立促進事業の候補者として市長が選定したにもかかわらず、正当な理由なく事業への参加を拒む場合又は支援を受けている者が正当な理由なく当該支援の継続を拒む場合は、原則として市長が当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止するものとする。
- 4 公共職業安定所において、求職者支援法による制度（求職者支援制度）の職業訓練の受講申込が可能とされた受給者に対して、市長が同制度の利用を指示したにもかかわらず、正当な理由なく職業訓練の受講申込を拒む場合は、原則として市長が当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止するものとする。
- 5 受給者が常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠った場合、市長は、住居確保給付金の支給を中止することができる。
- 6 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む。）し、就労に伴い得られた収入が中止基準額（収入基準額に家賃額を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合、市長は、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止するものとする。
- 7 住居確保給付金の支給決定後、受給者が住宅の貸主の責めによらず住宅を退去した場合、市長は、原則として受給者が当該住宅を退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から住居確保給付金の支給を中止するものとする。
- 8 住居確保給付金の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、市長は、直ちに住居確保給付金の支給を中止するものとする。
- 9 住居確保給付金の支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合、市長は直ちに住居確保給付金の支給を中止するものとする。

10 住居確保給付金の支給決定後、受給者又は受給者と生計を一とする同居の親族が暴力団員と判明した場合、市長は、直ちに住居確保給付金の支給を中止するものとする。

11 受給者が生活保護費を受給した場合は、市長は住居確保給付金の支給を中止するものとする。

12 市長は、前各号の規定により住居確保給付金の支給を中止した場合には、受給者に対し、生活困窮者住居確保給付金支給中止通知書（第18号様式）により、その旨を通知する。

13 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合は、市長は、住居確保給付金の支給を中止するものとする。

（住居確保給付金の再支給）

第17条 市長は、住居確保給付金の支給を受けて常用就職した後に、新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより、第5条第1項各号に規定する支給対象者の要件に該当するようになった者（従前の住居確保給付金の受給中に前条第1項から第5項まで及び第8項から第10項までの規定により支給が中止された者並びに前条第7項の規定により支給が中止された者のうち正当な理由なく住宅から退居したものを除く。）に対し、第6条から第8条までに規定する支給額、支給期間等により、住居確保給付金を再支給することができる。

2 第6条、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定は、再支給の支給額、支給期間、支給手続等について準用する。

（不適正受給者への対応）

第18条 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが判明した場合は、受給者は既に支給された給付の全額又は一部について返還する義務を負うものとする。

（支給期間を延長等する場合の取扱い）

第19条 市長は、第7条の規定により住居確保給付金の支給期間を延長し、又は再延長する場合は、住居確保給付金の支給期間の最終の月（以下「最終の月」という。）の末日（第16条の規定により支給を中止される場合を除く。）までに、受給者に生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長用）（第19号様式）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の受給者が第5条第2項に規定する就職活動を誠実に行っているかを勘案の上、支給期間の延長又は再延長の要件を満たすと認めたときは、当該受給者に生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長用）（第20号様式）を交付する。ただし、最終の月が年度の最終月に当たる場合は、翌年度の最初の月の最初の日に申請させ、延長又は再延長の判断を行うものとする。

3 住居確保給付金の支給を延長し、又は再延長する期間が2年度にまたがる場合においては、前項の手続を準用し、市長は、それぞれ各年度分の支給決定を行うものとする。

（暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除）

第20条 市長は、不動産媒介業者等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有するものであることが確認された場合は、第11条第3号ウ及び第12条第3号イの規定にかかわらず、当該不動

産媒介業者等に対し、書面で通知した上で、当該不動産媒介業者等が発行する入居（予定）住宅に関する状況通知書を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している不動産媒介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等
(不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い)

第21条 住居確保付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる住居確保付金の振込を中止する。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(職業訓練受講給付金との併給に関する特例)
- 2 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う経済情勢の変化に鑑み、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第102号）の施行の日から令和4年9月30日までの間に住居確保付金の支給の申請をした者については、当該申請に係る支給期間中においては、第14条の規定は適用しない。
(再支給に関する特例)
- 3 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う経済情勢の変化に鑑み、市長は、既に住居確保付金の支給を受けた者であって、その支給終了後、令和3年2月1日から令和4年9月30日までの間に住居確保付金の支給申請をしたもののが、第5条第1項各号の

規定を全て満たす場合、第17条第1項の規定にかかわらず、住居確保給付金を再支給することができる。

- 4 第6条、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定は、前項の再支給の支給額、支給期間、支給手続等について準用する。ただし、第7条ただし書の規定は、適用しない。

(求職活動等要件に関する特例)

- 5 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第5条第2項第2号中「毎月2回以上」とあるのは「毎月1回以上」と、同項第3号中「週1回以上」とあるのは「毎月1回以上」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。